

### 3 大阪市における主な課題

大阪市では、今後、少子高齢化がさらに進むことが見込まれますが、その一方で、外国人住民数が増えてきており、多文化共生への対応が求められます。

また、市内 24 区の状況をみると、市内中心部はマンションの建設が続くなど人口が増えています。一方で人口が減少している区もあり、区ごとに課題が異なる状況がみられます。

特に、30 歳代の市民と乳幼児から小学校低学年までのこどもが転出超過となっており、この点をふまえると子育て世帯の転出が多いと考えられることから、子育て家庭にとって、子育てしやすいまち、子育てしたいと思えるまちにしていくことが重要です。

#### (1) こどもや青少年を取り巻く課題

##### ① こどもの貧困

日本は、OECD（経済協力開発機構）加盟国では、こどもの貧困率が高く、特に、こどもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の相対的貧困率が高いという状況にあり、こどもの貧困にかかる課題の解決が求められています。こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る必要があります。

大阪市では、平成 28 年に大阪府と共同で「子どもの生活に関する実態調査」を実施し、その結果を踏まえ、平成 30 年 3 月に「大阪市こどもの貧困対策推進計画」を策定しました。

大阪市では、この計画に基づき、こどもの貧困の解決に取り組んでいます。

##### ② 幼児教育・保育の質の向上

幼児期は、生涯にわたり自己実現をめざし、社会の一員として生きていくための道徳心・社会性、知性や体力の基礎を培う重要な時期であり、この時期にこそすべてのこどもたちが家庭の経済状況にかかわらず、質の高い幼児教育を受けることが必要であるため、大阪市では、国に先駆け、平成 28 年 4 月から 5 歳児を対象に幼児教育の無償化を開始し、平成 29 年 4 月に 4 歳児まで、平成 31 年 4 月に 3 歳児まで順次対象を拡大してきました。令和元年 10 月からは、国における幼児教育・保育の無償化が開始され、全国的に実施されています。無償化の実施により、幼児教育を受ける機会を広く提供できるようになりましたが、今後は、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等における教育・保育の質のさらなる向上に取り組む必要があります。

### ③ 学校教育における「生きる力」の育成

学校教育では、これまで子どもが「生きる力」を身に付けることをめざし取り組んできました。今後は、この「生きる力」の中で重視されてきた「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」の意義を改めて捉え直し、新しい時代に必要となる資質・能力の三つの柱である「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」をバランスよく育成していくことが重要です。

<生きる力とは>

確かな学力	基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に対応し、解決する力
豊かな人間性	自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
健康・体力	たくましく生きるための健康や体力など

平成 29・30 年改訂 学習指導要領から引用

「確かな学力」：全国学力・学習状況調査において、大阪市は、すべての教科（国語・算数・数学）について、平均正答率が全国平均を下回っています。質の高い教育提供に向けたきめ細やかな指導の充実や子ども一人ひとりの状況に応じた教育の推進に取り組むことが必要です。

「豊かな人間性」：全国学力・学習状況調査において、「自分によいところがあると思う」、「将来の夢がある」と答えた子どもの割合が全国平均より低い傾向にあり、自分に肯定的なイメージをもち、夢や希望に向かっていきいきと成長できるよう支援していくことが求められます。

「健康・体力」：全国学力・学習状況調査において、「朝食を毎日食べていますか」と答えた子どもの割合が全国平均より低い傾向にあり、基本的な生活習慣を身に付けるための取組をさらに進める必要があります。また、子どもの頃から主体的に運動する習慣を身に付け、基礎的な体力を養うなど、自らの健康を管理する能力を形成することが重要です。

### ④ 多様な体験ができる環境づくり

大阪市のような大都市では、自然にふれる機会が少なく、また、少子化や核家族化、遊びの変化などにより、異年齢での交流や集団による活動などの体験の減少が懸念されます。子どもや青少年は、さまざまな実体験や多様な人との交流の中で、生命や自然を大切にする心や他者を思いやるやさしさ、社会で守るべきルールなどを学んでいきます。子どもの成長にとって、多様な体験ができる環境を整えていくことが重要です。

## ① いじめや不登校への対応

重大な人権問題であるいじめは、それまで見過ごされていた軽微な事案も積極的に認知していることから、その認知件数が増加しています。インターネットやスマートフォンのアプリを利用した「ネット上のいじめ」といった当事者以外から見えにくい形で進行している場合も多く、家庭や学校、地域が一層連携して、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組んでいく必要があります。また、不登校児童・生徒数も小学校・中学校ともに増加傾向にあり、その在籍比率は全国と比較して非常に高くなっています。不登校に至る背景も多様化・複雑化しており、「登校させる」ことを問題解決の目標にするのではなく、こどもの将来の社会的自立に向けた視点から、一人ひとりの状態に応じて支援していく必要があります。

## ⑥ 社会参加、社会的・職業的自立への支援

雇用情勢が改善傾向にある中、失業者の4割強を若者（15～34歳）が占めています。また、若者（15～29歳）の離職率が高い傾向にあり、経済的な自立が困難な若者が依然として多い状況となっています。不登校などから学籍を離れたり、進路未定のままでの卒業や中途退学、また、一度就職したが離職や失業をきっかけとしてひきこもりに至るケースなども懸念されています。このような状況を踏まえ、職業観・職業意識の醸成や一人ひとりの状況に応じた社会的・職業的自立に向けた支援を推進していく必要があります。

また、平成30年度に実施した若者意識調査では、学校や仕事以外の活動への参加について、「何もしたことがない」と答える人が増えています。また、「社会や地域の人のために役に立ちたい」と思う割合について、2割程度の人が「あまりそう思わない」又は「そう思わない」と回答しています。社会参加への意欲を促し、若い力を社会参画につなげるとともに、地域活動の担い手として活かしていけるよう、こどもや青少年の社会参画を促す仕組みづくりが重要になっています。

## （2）子育てをめぐる課題

### ① 切れ目のない子育て支援

ニーズ調査の結果から、子育てを楽しいと感じない、あるいは、つらいと感じる保護者の割合が高くなっています。「子育てを楽しいと感じるか」と「子育てをつらいを感じるか」をクロス集計してみると、「子育てを楽しいと感じ、つらいと感じない」と回答した人が多数を占めますが、「子育てを楽しいと感じる一方で、つらいとも感じる」と回答した人が一定数います。（図68）

この原因としては、核家族化や地域コミュニティの希薄化などから、子育てが孤立しやすい傾向にあると考えられます。このような孤立を防ぐためには、家族からの支えに加えて、

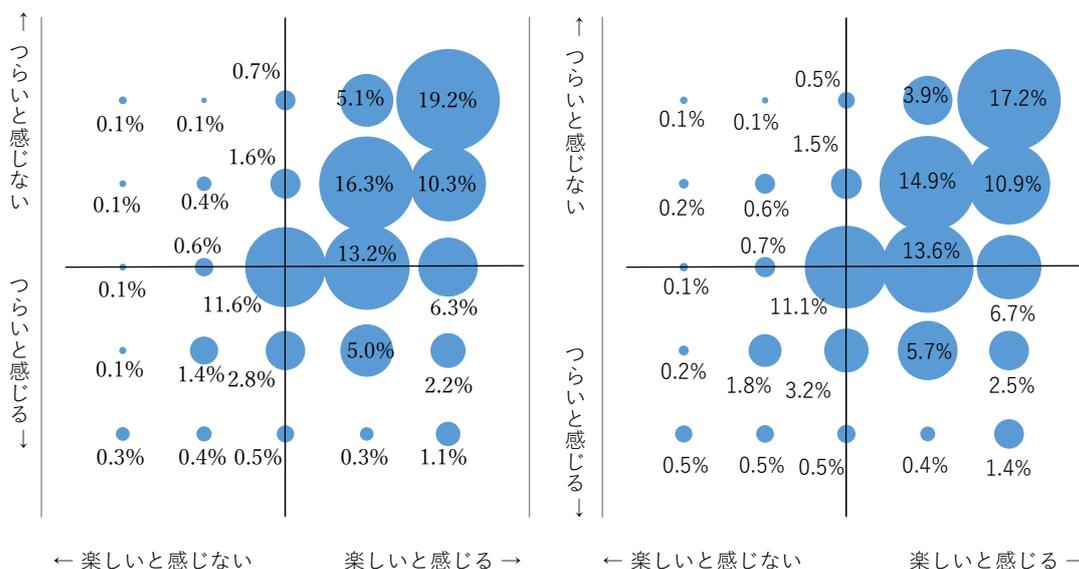
家族以外の他者が関わりを持ち、さまざまな人が一体となって支援していくことが重要です。妊娠、出産、子育て、学校教育のすべてのライフステージにおいて、さまざまな人が関わり、福祉と教育が連携し、社会全体で子育てを支援し、子育て家庭を孤立させないことが求められます。

また、ひとり親家庭や障がいのある子どもとその家庭など、それぞれの家庭の状況に応じた個別支援を充実していくことが今後ますます重要になっています。

図 68 子育てについて感じる事

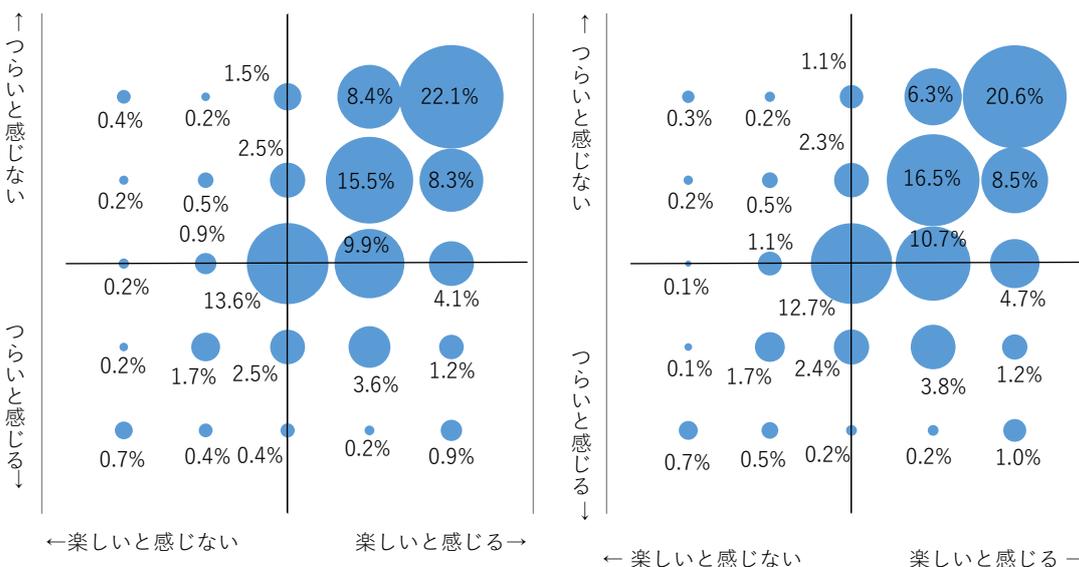
(就学前児童) 平成 25 年調査

平成 30 年調査



(就学児童) 平成 25 年調査

平成 30 年調査



資料：平成 30 年大阪市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

### ③ 保育サービスの充実

ニーズ調査の結果から、就労している母親が増えており、就学前児童の定期的な保育所等の利用が全ての年齢で増加しています。大阪市では、保育所等における待機児童の解消に向け、その整備等に計画的に取り組んできました。その結果、厚生労働省基準の待機児童数（※）については、大幅に減少しましたが、保育所等に入所できず利用保留となっているこどもの数は横ばいの状況です。就業を希望する人が仕事と子育てを共に選択できる環境を整備するため、引き続き保育所整備や保育士の確保等により入所枠の確保を進める必要があります。

また、合わせて安全で安心できる保育の提供について取り組んでいく必要があります。

さらに、こどもの病気のときや突発的な預かりなど、子育て家庭の多様なニーズに対応した保育サービスを充実する必要があります。

※ 利用保留児童総数（新規利用申込数から利用決定児童数を差し引いたもの）から、転所希望、育休中、求職活動休止中、特定保育所希望等を理由とする利用保留児童数を除いたものが待機児童数になります。

### ③ 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応

全国的に、児童相談所への相談件数は増加の一途をたどっており、大阪市も同様の傾向にあります。児童虐待は、こどもや青少年の心身の発達や人格の形成に重大な影響を与え、最悪の場合、生命にもかかわります。重大な児童虐待をはじめとして、あらゆる児童虐待を未然に防止することが何よりも大切であり、いざという時には可能な限り早い段階で発見し、迅速かつ適切に対応する体制を一層強化していく必要があります。

大阪市では児童相談所であるこども相談センター、各区にある要保護児童地域対策協議会等により児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に取り組んでいますが、地域、NPO、子育て関連施設等による見守りなどの取組も児童虐待の発生予防と早期発見につながる大きな取組になります。

### ④ 社会的養護体制の強化

親の離婚や虐待など、さまざまな理由により家庭での養育が困難な状況にあるこどもの数が1,300人台で推移しており、地域社会において家庭の機能を補い、こどもの養育を支える社会的養護の仕組みを充実していく必要があります。そのためには、より多くのこどもが里親やファミリーホームによる家庭的な養育を受けられる環境を整備することが求められています。

また、児童養護施設等においては、被虐待児の割合が高く、こどもの状況に応じたきめ細やかな支援が求められるため、こどもの生活の場である施設機能を充実し、より家庭的な養育環境を実現するため、施設の小規模化等を計画的に推進していく必要があります。

#### ⑤ 安全・安心で子育てしやすいまちづくり

青少年による犯罪は減少していますが、薬物の使用、児童ポルノなどの犯罪に巻き込まれる青少年が増加しています。家庭や保育所、学校園、地域、警察などが連携して、こどもや青少年の安全を守る取組を進めていますが、さらに強化し、安全・安心なまちづくりを推進していく必要があります。

また、平成 30 年度の小学校 1～3 年生の保護者向けのニーズ調査では、こどもが巻き込まれる事故や犯罪が増加していると感じる保護者の割合は減少し、また、大阪府におけるこどもの交通事故発生件数も減少しています。

しかしながら、未だこどもが巻き込まれる交通事故は全国各地で発生し、特に令和元年 5 月には、滋賀県大津市で散歩中の保育園児ら 16 人が死傷するという交通事故が起きていることから、改めて道路上でのこどもの安全確保につながる取組強化が求められています。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本計画では、次の「基本理念」を本計画の基本的な考え方とします。

#### **こども・青少年の笑顔と個性が輝き、子育てに喜びを感じるまち・大阪へ**

次代の大阪を担うすべてのこどもや青少年が、人権を尊重され、安全で安心な環境の中で、生きる力をはぐくみながらともに育ち合い、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立できる社会、こどもを生み、育てることに安心と喜びを感じることのできる社会を、市民、団体、企業等と協働し、社会全体で実現します。

### 2 重視する視点

本計画の策定及び推進にあたって、次に掲げる7つの視点を重視します。

#### **(1) こどもの視点を何よりも重視します**

施策の推進にあたっては、こどもの幸せを第一に考え、こどもの意見が尊重され、その最善の利益が優先されることが重要です。また、こどもが、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利をもっていることを踏まえたうえで、一人ひとりの個性を大切にし、自ら成長し、自立していこうとする力を見守り、はぐくむことを重視します。

#### **(2) すべてのこども・青少年と子育て家庭が対象です**

仕事と子育ての両立支援だけでなく、各家庭の状況に応じた個別支援や、一人ひとりの状況に応じた職業的・社会的自立に向けた支援など、すべてのこども・青少年と子育て家庭を対象として、多様なニーズに柔軟に対応し、利用者の視点に立った総合的な施策の推進を図ります。

### **(3) こども一人ひとりの特性に応じた発達過程を重視します**

こども一人ひとりの特性に応じた発達過程をふまえ、効果的な施策を推進します。また、各発達段階は次のステップへの重要な土台となり、積み重ねながら成長していくことをふまえ、発達過程の連続性を重視した施策の推進を図ります。

### **(4) 長期的な視野に立って支援します**

こどもは社会の一員として、自らの生涯をいきいきと生きていくとともに、次代の親となって家庭を築いたり、社会の将来の発展を担っていきます。こどもの幸せな未来を志向し、幼少期から青年期を通して、自立した社会人への成長を見据えた長期的な視野から支援します。また、急速な少子化に対応するため、結婚、妊娠、出産、子育てを支える切れ目のない支援を行い、安心してこどもを生み、育てることができる社会を実現します。

### **(5) 大阪市が持つ市民の力や多様な社会資源を最大限に生かします**

大阪市では、子育て経験豊かな市民も多く、これまでも地域のさまざまな団体やボランティア等によりこども・青少年をはぐくむ活動が進められています。また、市内には社会教育施設や文化・スポーツ施設、大学や専門学校等の教育機関、企業など、大都市ならではの多種多様な社会資源が集積しています。こうした大阪が持つ強みを最大限に生かします。

### **(6) 仕事と生活の調和を可能とする社会を実現します**

企業や関係機関等と連携し、働き方を見直し、子育てしながら働きやすい環境づくりを推進し、だれもが就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方、生き方を選択できる社会を実現します。

### **(7) 社会総がかりでこども・青少年をはぐくみます**

保護者が子育ての第一義的責任を有することが前提ですが、こども・青少年は家庭のみならず、学校、地域など社会におけるさまざまな経験や人との交流を通じて成長していきます。また、家庭はもとより地域や社会から愛され育てられた経験こそが、地域を愛し、社会に貢献しようとする心をはぐくんでいきます。こども・青少年を健やかにはぐくんでいくため、地域のつながりを一層強め、家庭や学校をはじめ、地域や企業など、社会総がかりで取り組んでいきます。

### 3 計画がめざす「大阪市のまち像」

本計画の「基本理念」のもと、最終的にめざすまちの状態として、「大阪市のまち像」を設定します。本計画では、この「大阪市のまち像」の達成をめざして、こども・青少年と子育て家庭を対象とした施策を実施します。

#### 計画がめざす「大阪市のまち像」

「人が財産」であることに重点を置いたこども・子育て支援施策を精力的に推進し、  
『こども・青少年の笑顔と個性が輝き、子育てに喜びを感じるまち・大阪へ』

##### 1. 笑顔はじけるこども・青少年が、夢をもち、未来を拓くまち

###### ●豊かな学びや体験がこども・青少年の夢をはぐくむ

大都市・大阪がもつさまざまな文化施設等や多彩な人のつながりなどの貴重な財産を最大限に活用し、豊かな学びや体験を通して、こども・青少年が夢をはぐくむことができる。

##### 2. 子育てに安心と楽しさを感じることができるまち

###### ●身近な地域の中で、子育てに必要な情報や仲間が得られ、支援を受けることができる

身近な場所で出産や子育てについて必要な情報や子育ての仲間を得られる環境、家庭の状況に応じて適切な支援を受けることができる仕組みが整い、出産や子育てに安心を感じることができる。

###### ●自分らしいライフスタイルを実現し、子育てができる

希望する人が働き続けながら子育てできるなど、多様な働き方や生き方を選択できる社会的な仕組みが整い、子育てを楽しみ、自らの生活を充実させることができる。

##### 3. こども・青少年や子育て家庭を、みんなで見守り、支えあうまち

###### ●不安や課題を抱える子育て家庭を社会全体で支え、こども・青少年が健やかに育つことができる

地域や関係機関のつながりによって、児童虐待を予防、早期発見・解決する仕組みや気づきを福祉等の適切な支援につなげる仕組み、家庭での養育を受けることができないこども・青少年を社会全体で支え、はぐくむ仕組みが整い、健やかに育つことができる。

###### ●安全が守られ、安心して、こども・青少年が社会の中で自立できる

健やかな成長を脅かすさまざまな危険な事象からこども・青少年の安全を守るハード・ソフト両面の仕組みが整い、伸び伸び成長でき、こども・青少年が困難を乗り越えて、社会の中で自立することができる。

## 4 施策の基本方向

「大阪市のまち像」を実現するために、施策について3つの「基本方向」を設定し、重点的に取り組めます。そして、3つの「基本方向」ごとに「めざすべき目標像」とその達成状況を示す「はぐくみ指標」を設定します。

基本方向	めざすべき目標像
<b>基本方向1 子ども・青少年の「生きる力」を育成します</b>	
<p>次代の大阪を担う子どもや青少年が、夢や希望をもって未来を切り拓き、いきいきと自立して生きることができる力をはぐくみます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ すべての子どもたちが健やかに成長し、自立した個人として自己を確立し、他者とともに次代の社会を担う。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもや青少年が、夢や目標を持って社会とかかわり、持てる能力を発揮していきいきと自立して生きる。</li> </ul>
<b>基本方向2 安心して子どもを生み、育てられるよう支援する仕組みや環境を充実します</b>	
<p>自分にあったライフスタイルで、安心と楽しさを感じながら、子どもを生み、育てることができるよう、子育て支援の仕組みや環境を充実します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 妊産婦や乳幼児と保護者の健康や生命を守る安心な環境が整っている。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各家庭の状況に応じた個別支援の仕組みが整っている。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 多様な働き方や生き方を選択できる社会的な仕組みが整い、希望する人が働き続けながら子どもを生み、育てることができる。</li> </ul>
<b>基本方向3 子ども・青少年や子育て家庭のセーフティネットを確立します</b>	
<p>すべての子どもや青少年が安全・安心な環境で育ち、社会の一員として自立できるよう、子どもや青少年、子育て家庭が抱えるさまざまな不安や課題に柔軟かつ着実に解決を図る仕組みを確立します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 重大な児童虐待をはじめあらゆる子どもへの虐待を防ぐため、児童虐待の発生予防、早期発見・対応の仕組みや虐待を受けた子どもとその家庭を支える社会的な仕組みが整っている。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもや青少年を守る社会的な仕組みが整い、子どもや青少年がさまざまな困難を乗り越え、社会の中で自立して生きていける。</li> </ul>

### <はぐくみ指標>

「はぐくみ指標」は、広く市民に向けて、「めざすべき目標像」の達成状況をわかりやすく示すものであり、「めざすべき目標像」を客観的に測定できるよう数値化した成果指標です。

#### **基本方向1 こども・青少年の「生きる力」を育成します**

<input type="radio"/> 「自分にはよいところがある」と思うこどもの割合
<input type="radio"/> 「将来の夢や目標を持っている」と答えるこどもの割合
<input type="radio"/> 「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていますか」に対して、肯定的に回答するこどもの割合

#### **基本方向2 安心してこどもを生み、育てられるよう支援する仕組みや環境を充実します**

<input type="radio"/> 子育てについて「楽しいと感じることの方が多い」と答える保護者の割合
<input type="radio"/> 「子育てや教育について、気軽に相談できるところがある」と答える保護者の割合
<input type="radio"/> 母子家庭の就業者のうち正社員・正職員の割合

#### **基本方向3 こども・青少年や子育て家庭のセーフティネットを確立します**

<input type="radio"/> 「子育てが地域の人（もしくは社会）で支えられてる」と感じる保護者の割合
<input type="radio"/> 「子育てのストレスなどからこどもにきつくあたってしまう」と答える保護者の割合
<input type="radio"/> 社会的養育を必要とするこどもが家庭的な養育環境で生活できている割合 (里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、小規模グループケア)

## 5 重点的に取り組む施策

本計画では、計画最終年度（令和6年度）における目標を設定する「はぐくみ指標」に加え、毎年度の施策の達成状況を分かりやすく把握するため、施策の「基本方向」に基づく施策の中から重点的に取り組む「重点施策」を設定し、その施策における「施策指標」を設定します。そして、「施策指標」については、指標の数値の変化を確認しながら施策の効果を検証し、改善等を図ります。

本計画における「重点施策」は、次のとおりです。なお、「重点施策」とは、1つの事業を指すものではなく、いくつかの事業をまとめたものであり、「施策指標」は事業ごとに設定します。

1	基本方向1	乳幼児期の教育・保育の質の確保と向上
2		学力の向上
3		道徳心・社会性の育成
4		健康や体力の保持増進
5		成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会の充実
6	基本方向2	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実
7		ひとり親家庭への支援の充実
8		障がいのあるこどもと家庭への支援
9		待機児童を含む利用保留児童の解消
10		安心・安全な保育の提供
11	基本方向3	児童虐待の発生を予防し、早期に発見、対応できる仕組みづくり
12		里親・ファミリーホームへの委託等の家庭的な養育の推進
13		こどもの貧困対策の推進
14		いじめへの対応
15		不登校への対応
16		若者への自立支援

## 6 基本施策

「基本方向」ごとの基本施策は次のとおりです。

<b>基本方向1 こども・青少年の「生きる力」を育成します</b>
(1) こども・青少年が自立して生きる力の育成
施策1 乳幼児期から生きる力の基礎を着実に育成します
施策2 こども一人ひとりの状況に応じた学力向上への取組を充実します
施策3 社会で共に生きていく力を育成します
施策4 健康や体力を保持増進する力を育成します
施策5 成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会を充実します
施策6 家庭・学校・地域の連携により教育環境を充実します
施策7 勤労観・職業観を醸成し、社会的・経済的自立を支援します
施策8 地域における多様な担い手を育成します
<b>基本方向2 安心してこどもを生み、育てられるよう支援する仕組みを充実します</b>
(1) 安心してこどもを生むことができる仕組みの充実
施策1 妊娠中や出産時期のこどもと親の健康を守る仕組み等を充実します
施策2 思春期のこどもの健康を守る取組を充実します
(2) 身近な地域における子育て家庭への支援の充実
施策1 こどもの健康や安全を守る仕組みを充実します
施策2 子育て不安を軽減し安心して子育てできる取組を充実します
(3) 家庭の状況に応じた子育て支援の充実
施策1 ひとり親家庭への支援を充実します
施策2 障がいのあるこどもと家庭への支援を充実します
施策3 長期にわたり療養を必要とするこどもと家庭への支援を充実します
施策4 外国籍住民のこどもと家庭への支援を充実します
(4) 多様なライフスタイルで子育てできる保育サービス等の充実
施策1 仕事と出産・子育てを共に選択できる保育サービス等を充実します
施策2 保育サービスの質を向上します
(5) こどもや子育て家庭が快適で安全・安心に暮らせるまちづくり
施策1 こどもや子育て家庭にとって快適で安全・安心な生活環境を整備します
<b>基本方向3 こども・青少年や子育て家庭のセーフティネットを確立します</b>
(1) 虐待の被害からこどもを守る仕組みの充実
施策1 児童虐待の発生を予防し、早期に発見し、対応する仕組みを充実します
施策2 虐待を受けたこどもへの支援の仕組みを充実します
(2) 社会的養育を必要とするこども・青少年の養育環境の充実
施策1 里親・ファミリーホームへの委託等を推進します
施策2 こどもの権利擁護の取組を推進します
施策3 家庭支援及びこども・青少年の自立支援の仕組みを充実します
(3) こどもや青少年が抱える課題を解決する仕組みの充実
施策1 こどもの貧困対策を推進します
施策2 いじめや問題行動の未然防止、早期発見のための仕組みを充実します
施策3 不登校等の問題に適切に対応する仕組みを充実します
施策4 こども・青少年が犯罪の被害に遭わないための環境をつくります
施策5 社会的自立に困難を抱える若者を支援する取組を充実します